

平成14年4月12日
金融庁検査局

金融検査マニュアル別冊・中小企業融資編等の作成、整備について

金融庁検査局では、今般、中小・零細企業等の経営実態の把握の向上による適切な検査の運用確保のため、金融検査マニュアル別冊・中小企業融資編の作成をするほか、金融検査マニュアル等について、資産査定における抽出基準の明確化や銀行法等の一部改正等に伴う所要の整備を行うことを検討しています。

(注) 作成、整備の概要及び具体的内容については、別添1～12*1をそれぞれ参照。

2 つきましては、御意見がありましたら、平成14年5月20日(月)までに、氏名又は名称、住所を付記の上、郵便、ファックス又はインターネットにより下記にお寄せ下さい。電話等によるご意見はご遠慮願います。

なお、頂戴したご意見につきましては、氏名又は名称も含めて公表させて頂くことがありますので、あらかじめご了承願います。

ご意見の送付先

〒100-8967 東京都千代田区霞ヶ関3-1-1 中央合同庁舎4号館
金融庁検査局総務課
FAX: 03-3506-6118
HPアドレス: <http://www.fsa.go.jp/>

内容についての照会先

金融庁検査局総務課 TEL: 03-3506-6067(直通) 小林・児玉

*1 別添3～12は、省略。

(別添1)

1. 作成、整備の概要

(1) 金融検査マニュアル別冊・中小企業融資編

先般、発表されたデフレ対応策のひとつとして、「中小・零細企業等の債務者区分の判断について、金融検査マニュアルの運用例を作成し、公表する」ことが盛り込まれたことから、今般、中小・零細企業等の経営実態の把握の向上による適切な検査の運用確保のため、現行金融検査マニュアルの解説及び具体的な適用事例として「金融検査マニュアル別冊・中小企業融資編」(以下、「別冊」という。)を作成することとする。

別冊は、金融検査マニュアルにおける中小・零細企業等の債務者区分の判断に関する記述の解説としての「検証ポイント」及びこれら検証ポイントの具体的な適用事例としての「検証ポイントに関する運用例」からなっている。(主な内容については別添2参照)

なお、別冊は、金融検査マニュアル及び保険検査マニュアル共通のものとする。

(2) 資産査定における抽出基準の明確化

検査の効率性向上の観点から、被検査金融機関の資産内容に特に問題がなく、前回検査の結果が良好であると認められる場合には、与信額が一定金額以下の債務者(注)については、原則として、被検査金融機関の自己査定に委ねることができるものとし、その旨、金融検査マニュアル及び保険検査マニュアルに明記することとする。

(注)与信額20百万円又は資本の部合計(会員勘定合計)の1%のいずれか小さい額未満の者

(3) その他

特定取引勘定に係る銀行法等の一部改正等に伴う所要の改訂を行うこととする。

2. 今後のスケジュール

本パブリック・コメント終了後、頂いたご意見を踏まえ所要の作業を行い、6月中を目途に検査官宛通達として発出し、その後実施する検査から適用する予定。

「金融検査マニュアル別冊・中小企業融資編」の主な内容

中小企業の債務者区分の検証に際しては、代表者の資産との一体性、企業としての資質等に十分着目して、例えば、以下のような点を勘案及び確認して判断するものとする。

- 「企業の実態的な財務内容について」……代表者からの借入金があり、代表者が当該企業に対しその返済を要求する意思がない場合には、原則として、これらを当該企業の自己資本相当額として勘案する。なお、その際には、代表者の個人収支や資金繰りの状況等も確認する。
 - 「企業が赤字で返済能力はないと認められる場合について」……代表者への多額の役員報酬や家賃の支払いなどから赤字となっている場合には、赤字ということのみをもって債務者区分を行わず、赤字の要因や金融機関への返済状況、返済原資について確認する。
 - 「代表者等の個人資産を加味することについて」……企業に返済能力がない場合であっても、代表者やその親族に預金等の個人資産が多額にあり、当該資産を企業に提供する意思が明確な場合には、これらを勘案する。なお、その際には、代表者等個人に借入金や第三者に対する保証債務がないかなどについて確認する。
-
- 「技術力について」……高い技術力を背景に、今後、受注の増加が確実に見込まれ、それにより業績の改善が予想できる場合には、こうした点を勘案する。

- 「販売力について」……販売網が優れているなど販売基盤が強固で、今後、これらの強みを活かして業績の改善が予想できる場合には、こうした点を勧案する。
 - 「代表者等経営者個人の信用力や経営資質について」……健康上の理由等一過性の原因により業績が低迷しているが、代表者等の信用力や経営資質が非常に高く、今後、これらを背景として業績の回復が見込まれる場合には、こうした点を勧案する。
-
- 「業種の特性について」……例えば、温泉旅館業のように新規設備資金や改築資金が多い業種については、現時点での表面的な収支や財務諸表のみならず、赤字の要因、投資計画に沿った今後の収支見込、返済原資の推移等を勧案する。
 - 「経営改善計画の策定について」……大企業のような精緻な経営改善計画がない場合であっても、これに代えて今後の資産売却予定や収支見込等を基に返済能力を確認する。
 - 「返済条件の変更を行っている場合について」……例えば、工場建設など設備投資資金を融資する場合、短期資金（いわゆるつなぎ資金）で融資し、これを後に長期資金に切り替えるものなど、通常の商慣習としての条件変更もあることから、条件変更を行ったことのみをもって債務者区分の判断を行わず、資金使途、変更理由を勧案する。